

佐伯市公告第 29 号

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 14 日

佐伯市長 田 中 利 明



第 1 競争入札に付する事項

- 1 業務の名称 令和 7 年度 戸籍氏名の振り仮名記載に係る通知書作成等業務委託
- 2 業務の場所 佐伯市の承認のもと受託者が指定する場所
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 9 月 30 日まで
- 4 主な仕様 通知書約 60,000 通を作成するもの
- 5 予定価格 公表しない
- 6 最低制限価格 適用しない

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号。以下「競争入札参加資格審査要綱」という。）第 6 条の有資格者名簿の大分類「物品の製造・販売」の小分類コード④：「フォーム印刷」に登録された者であること。
- 3 公告日から開札日までの間、佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 開札日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申し立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、更生計画の許可が決定し、又は再生計画の許可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号。）第6条第1項に定める暴力団関係者でない者であること。
- 7 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター又は JIPDEC が認定した認証機関による「ISMS（Information Security Management System）」、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構が認定した民間事業者等による「JAPHIC マーク」等個人情報について適切な保護措置等を講ずる体制等を整備していることの認証等を得ていることが分かるもの（有効期限内であることが分かるもの、又は更新手続き中である場合は有効期限の過ぎたものの写し及び更新手続き中であることが分かるもののいずれか。）を提出できる者。

第3 入札手続等

- 1 この公告において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 市長又は市長の委任を受けて契約を締結する職員
- (2) 契約者 契約担当者と契約を締結する者
- (3) 担当課 入札及び契約を担当する課

2 担当課

郵便番号 876 - 8585

佐伯市中村南町1番1号（本庁舎1階1～7番窓口）

佐伯市 市民生活部 市民課 市民係

電話番号 0972-22-3818（直通）

FAX 番号 0972-22-3703

メールアドレス : simin@city.saiki.lg.jp

3 本公告の写し、仕様書及びその他関係書類の交付の期間、場所及び方法

(1) 交付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付方法

交付については、第3の2の場所で直接交付のほか、佐伯市ホームページに掲載するのでダウンロードして取得することができる。（<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji00310350/index.html> による。）

4 仕様書に対する質問書の提出方法等

- (1) 仕様書に対する質問がある場合には、次により書面（様式は任意）等により提出すること。

ア 提出期間 令和7年4月14日（月）から令和7年4月22日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（必着）

イ 提出場所 第3の2に同じ

ウ 提出方法 郵送若しくは持参又は電子メールにて提出すること。

(ア) 郵送の場合

第3の2に同じ

(イ) 持参の場合

第3の2に同じ

(ウ) 電子メールの場合

電子メールアドレス simin@city.saiki.lg.jp

電子メール本文に担当者名、連絡先を記載し、質問書を添付すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問があった日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）後までに佐伯市ホームページで公表する。ただし、内容によっては時間を要する場合がある。

(<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji00310350/index.html>)

5 競争入札参加資格確認申請書の提出期間等

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を下記により提出しなければならない。

(1) 提出期間 令和7年4月14日（月）から令和7年4月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法 提出期間内に第3の2の場所に持参または郵送にて提出すること。郵送する場合は令和7年4月22日（火）午後5時までに第3の2の場所に到着すること。電子メールによるものは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加資格申請書 1部

イ プライバシーマーク登録証等の写し（※） 1部

※「プライバシーマーク」、「ISMS(Information Security Management System)」、「JAPIIC マーク」等個人情報について適切な保護措置等を講ずる体制等を整備していることの認証等を得ていることの分かるもの（有効期限内であることが分かるもの、又は更新手続き中である場合は有効期限の過ぎたものの写し及び更新手続き中であることが分かるもののいずれか。）

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) (1)の提出期限以降における申請書の修正、差替え又は再提出は認めないものとする。

(6) 申請書の様式の配布は直接交付のほか、佐伯市ホームページに掲載するのでダウンロードして取得することができる。

(<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji00310350/index.html> による。)

6 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、申請書提出期間最終日までに競争入札参加資格審査要綱第6条の有参加資格者名簿の登録状況を確認するものとする。有資格者に対する確認の通知は行わず、有資格者でない者に対する競争入札参加資格を有しない旨の通知は、令和7年4月24日（木）までに行うものとする。

7 入札説明会 実施しない

8 入札保証金 免除する。

9 入札

(1) 入札方法 郵便入札

令和7年4月25日（金）から令和7年5月2日（金）午後5時までに書留又は簡易書留により、第3の2の担当課へ必着すること。持参及び電子メールによる入札は認め

ない。

(2) 開札日時 令和7年5月7日(水) 午前10時00分

(3) 開札の立会等

開札の立会を希望する場合(各者1名まで)は、開札立会申請書を開札日前日の正午までにFAX又はメール送信し、送信後、電話連絡もあわせて行うこと。立会の受付は、開札予定時間10分前から行うものとする。なお、入札参加者の立会がない場合は、当市の指定した当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札をするものとする。

(4) 入札回数 原則として初度のみの1回とする。

(5) その他

ア 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、物品の製造に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとする。

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第4 落札者の決定

1 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、入札金額及び当該入札参加者名を公表の上、開札を終了する。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、入札者によりあらかじめ入札書に記載されたくじ番号を用い、くじにより落札者を決定する。くじの仕組みは、以下のとおりとする。

(1) くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の3桁の数字を記入する。

なお、くじ番号の記入がないまたは、「000」の場合は書留お問い合わせ番号の下3桁の数値を使用する。(くじ番号は、3文字組み合わせた数字のうち、左を百の位、中を十の位、右を一の位とする。)

書留お問い合わせ番号(書留引受番号)は郵便追跡用に使用する番号で、*** (3桁) * * (2桁) ***** (5桁) * (1桁) 合計11桁で表示された番号

(2) 書留お問い合わせ番号(11桁)の下4桁の小さいものから順に、「抽選番号」(0、1、2、3...)を付与する。

(3) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者数の数で除算し、余りを算出する。

(4) 上記(3)の計算結果による余りと一致した上記(2)の「抽選番号」の入札参加者を最上位とする。

(5) 最上位の「抽選番号」に1を足した数値に相当する「抽選番号」の入札参加者を第2順位とする。最上位の「抽選番号」に1を足した数値に相当する「抽選番号」が存在しない場合には、「抽選番号」が「0」の入札参加者を第2順位とする。

(6) 第3順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

例) 入札参加者3者が同額入札の場合

(1) 書留お問い合わせ番号(11桁)の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」(0, 1, 2, ……)

を付与する。

(※下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。)

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A社	123	***-**-**123-4	0
B社	078	***-**-**235-3	1
C社	349	***-**-**438-1	2

(2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

123 (A社) + 078 (B社) + 349 (C社) = 550 $550 \div 3 \text{ 者} \cdots \cdots \text{余り} 1$

(3) 順位の決定

順位	業者名	抽選番号	
1	B社	1	余り「1」と一致する抽選番号(最上位)
2	C社	2	最上位「1」+1=2と一致する抽選番号
3	A社	0	「2」+1=「3」

2 入札の結果については、落札者に対し開札日午後5時までに通知する。

第5 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争入札参加資格がないと認められた者は、第3の5の通知を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を書面(様式は任意)を持参又は郵送して求めることができる。ただし、電子メールによるものは受け付けない。
- 2 1の書面を提出した者に対する回答は、書面により7日以内に回答するものとする。
- 3 1の書面の提出場所は、第3の2の担当課とする。

第6 契約保証金

- 1 契約者は、佐伯市契約規則第6条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 1の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供を持って代えることができる。この場合において、当該担保の価格は、(1)及び(2)にあつては額面金額、(3)及び(4)にあつては時価の10分の8として算定する。
 - (1) 国債又は地方債
 - (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 政府保証のある債券
 - (4) 市長が確実と認める社債
 - (5) 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証
- 3 佐伯市契約規則第6条第3項の規定に該当する場合には、契約保証金を免除することができる。

第7 入札の無効

- 1 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
 - (1) この公告に示した申請書等を提出しない者のした入札（申請書等の未記入及び様式が異なる等競争入札参加資格の内容が確認できない場合を含む。）
 - (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札
 - (3) 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
 - (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。
 - (1) 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、FAX送信票等の具体的な物証
 - (2) 落札予定金額(率)
 - (3) 一般競争入札においては、入札参加者（ただし、入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く。）
 - (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 5 その他必要な事項は、佐伯市契約規則第3条の定めるところによる。

第9 支払条件

- 1 前払い金 なし
- 2 出来高払 なし

第10 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結（仮契約後の議会議決）までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
 - (1) 指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (2) この入札の公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書等は、公表しないものとする。ただし、佐伯市情報公開条例（平成 17 年佐伯市条例第 13 号）第 5 条の規定に基づく情報公開請求、地方自治法第 98 条による検査及び監査の請求又は刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項による照会等があったときはこの限りではない。
- 7 契約保証金の納付を担保の提供を持って代える場合は、事前に第 3 の 2 の担当課に相談すること。
- 8 その他不明な点は、第 3 の 2 の担当課まで照会すること。

